

# 軽費老人ホーム ケアハウス南紀

## 重要事項説明書

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

施設名 軽費老人ホーム ケアハウス南紀  
開設年月日 平成6年6月1日  
所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町富田1360-20  
電話番号 0739-45-3500  
FAX番号 0739-45-3601  
施設長名 堀 幸子

#### (2) 施設の目的

当施設は、60歳以上の方が心身ともに健康で、充実した明るい生活を送るための施設です。

#### (3) 施設の職員体制

|       | 人数      | 勤務時間       | 業務内容             |
|-------|---------|------------|------------------|
| 施設長   | 1       | 9:00～18:00 | 職員の指揮監督、業務の統括    |
| 事務員   | (施設長兼任) |            | 会計、財務、庶務等の事務     |
| 生活相談員 | 1       | 9:00～18:00 | 生活向上に関する助言、相談、援助 |
| 介護員   | 3       | 9:00～18:00 | 日常生活における援助、一部介助  |
| 栄養士   | 1       | 9:00～18:00 | 給食献立、栄養管理        |
| 調理員   | 4       |            | 給食調理業務           |

#### (4) 利用定員等

- ・定員 56名
- ・個室…50室 2人(夫婦)部屋…3室

1部屋の面積 21.72 m<sup>2</sup> (約6.5坪)

設備・備品 ミニキッチン・冷蔵庫・トイレ・洗面所・冷暖房・ナースコール完備。

#### (5) 館内配置

1階 事務所・お風呂場・食堂・喫茶室・地域交流ホールがあります。

また、介護支援センターが併設されています。

2階 居室(17室)のほか娯楽室(麻雀・囲碁・将棋設備)、美容室があります。

3階 居室(18室)

4階 居室(18室)

## 2. 利用料金

生活費（食事代及び共用部分の光熱水費）…46,330円（月額）

居住に要する費用（お部屋代）…入居一時金に応じて

29,000円～39,500円（月額）

サービスの提供に要する費用（運営に関する費用）

（前年の収入に応じて和歌山県が決定します）…10,000円～66,125円（月額）

冬季加算（11月～3月）…2,040円の合計額となります。

その他、自己使用分の電気代・水道代となっています。

※詳しくは、5ページのケアハウス南紀利用料表に掲載しておりますのでご覧ください。

※但し、二人部屋をお一人で契約する際の居住に要する費用は、二名分必要です。

## 3. 入居一時金

50万円・100万円・200万円・300万円の中から選択でき、契約時にお預かりします。

なお、退所される際には、一定の率をもって差し引き、残りを返還いたします。

返還時に利息はつきません。

※詳しくは、5ページのケアハウス南紀利用料表に掲載しておりますのでご覧ください。

※但し、二人部屋をお一人で契約する際は入居一時金は、二名分必要です。

## 4. サービス内容

### ①住居の提供

### ②食事（原則として食堂でおとりいただきます）

朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 17時30分～

### ③入浴 13時～21時（原則として、入浴介助は行いません）

### ④年1回の健康診断

### ⑤年中行事（花見・夏祭り・遠足等）

### ⑥各クラブ活動（書道・手芸等）

### ⑦その他

\*これらのサービス以外にも、週2回の地域巡回バスや、スーパーマーケット等への買い物バスの利用もございます。

## 5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、受診や緊急時には速やかに対応していただけるようお願いしています。

### 協力医療機関

- ・ 名 称 医療法人 健仁会 三谷医院
- ・ 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町1396-5

### 協力医療機関

- ・ 名 称 白浜はまゆう病院
- ・ 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町1400

協力歯科医院

- ・名 称 あけぼの歯科
- ・住 所 和歌山県田辺市あけぼの21-7 あけぼのビル108号

◇緊急時の対応

緊急の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ①面会は、8時30分から20時までとし、面会者は面会簿に記帳する。
- ②消灯時間は、21時とする。
- ③外出・外泊は、所定の用紙に記入し、施設長に届け出るものとする。
- ④喫煙は、決められた場所で喫煙し、施設長の指示に従うものとする。
- ⑤利用者は常に居室を整理、整頓し清潔の保持に努めることとする。
- ⑥利用者は身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。
- ⑦火気の取扱いは、十分注意するとともに、たき火、就寝後の喫煙、寝たばこはしてはいけない。
- ⑧利用者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償するか現状に回復しなければならない。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 月1回

8. 禁止事項

当施設では、多くの方が安心して毎日を過ごせるよう、利用者及び関係者による「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止しています。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には生活相談の専門窓口として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

①当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）  
〔生活相談員〕 高松 麻依
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日  
午前9時00分～午後6時00分

②当施設では、中立公平の立場から問題解決に向けて、ご協力頂ける方々に第三者委員をお願いしております。

|                           |                                           |
|---------------------------|-------------------------------------------|
| 楠本 隆典                     | 住 所 白浜町椿 6 1 5<br>電話番号 0739-46-0615       |
| 松本 隆志<br>(白浜町社会福祉協議会事務局長) | 住 所 白浜町十九淵 2 7 4 - 1<br>電話番号 0739-45-2711 |

③行政機関その他の苦情受付機関

|                                     |                                                                                                                |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在宅介護支援センター成華苑                       | 住 所 白浜町富田 1 3 6 0 - 2 0<br>電話番号 0739-45-3555 F A X 番号 0739-45-8125<br>受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0 (月 ~ 金曜日)   |
| 白浜町社会福祉協議会                          | 住 所 白浜町十九淵 2 7 4 - 1<br>電話番号 0739-45-2711 F A X 番号 0739-45-2777<br>受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0 (月 ~ 金曜日)      |
| 各市町村福祉係                             | 最寄りの市町村役場の福祉係までご相談下さい。                                                                                         |
| 和歌山県運営適正化委員会                        | 住 所 和歌山市手平2-1-2和歌山ビッグ愛 7 F<br>電話番号 073-435-5527 F A X 番号073-435-5584<br>受付時間 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 3 0 (月 ~ 金曜日) |
| 和歌山県福祉保健部<br>福祉保健政策局<br>長寿社会課 長寿社会班 | 住 所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地<br>電話番号 073-441-2522 F A X 番号073-441-2523<br>受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0 (月 ~ 金曜日)       |

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご覧ください。

# ケアハウス南紀利用料表

利用料金（月額）※下記①～③の合計額

- ① 生活費 46,330円（冬期加算 11月～3月 2,040円）  
 ②サービスの提供に要する費用 年収に応じた金額（下記表による）

※サービスの提供に要する費用表（令和7年4月から適用）

| 収入による階層区分 |                       | サービスの提供に要する費用 |
|-----------|-----------------------|---------------|
| 1         | 1,500,000円以下          | 10,000円       |
| 2         | 1,500,001円～1,600,000円 | 13,000円       |
| 3         | 1,600,001円～1,700,000円 | 16,000円       |
| 4         | 1,700,001円～1,800,000円 | 19,000円       |
| 5         | 1,800,001円～1,900,000円 | 22,000円       |
| 6         | 1,900,001円～2,000,000円 | 25,000円       |
| 7         | 2,000,001円～2,100,000円 | 30,000円       |
| 8         | 2,100,001円～2,200,000円 | 35,000円       |
| 9         | 2,200,001円～2,300,000円 | 40,000円       |
| 10        | 2,300,001円～2,400,000円 | 45,000円       |
| 11        | 2,400,001円～2,500,000円 | 50,000円       |
| 12        | 2,500,001円～2,600,000円 | 57,000円       |
| 13        | 2,600,001円～2,700,000円 | 64,000円       |
| 14<br>18  | 2,700,001円以上          | 66,125円       |

（注）利用料等は、関係する法令の改正があったときに改定されます。

③居住に要する費用（入居一時金に応じて）

| 入居一時金 | 居住に要する費用（月額） |
|-------|--------------|
| 50万円  | 39,500円      |
| 100万円 | 37,400円      |
| 200万円 | 33,200円      |
| 300万円 | 29,000円      |

支払い方法：指定する金融機関に口座を開設し、当月分を翌月10日に引落する。

入居一時金の返還：退所時に下記返還率をもって入居一時金より差し引き、残金を返金する。

| 年未満 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5～10 | 11～15 | 16～20 |
|-----|----|----|----|----|------|-------|-------|
| %   | 10 | 15 | 20 | 25 | 30   | 50    | 75    |

なお、20年以上については入居一時金の全額を施設補修費に充てる。

# 重要事項説明同意書

令和      年      月      日

軽費老人ホームケアハウス南紀利用開始にあたり、重要事項説明書を交付し、その内容について説明を行いました。

軽費老人ホーム ケアハウス南紀  
説明者職氏名      施設長      堀 幸子      印

私は、事業所から重要事項説明書の交付と説明を受け、その内容を理解した上で、サービスの利用に同意しました。

ご契約者住所

氏名      印

(保証人) 住所

氏名      印